

名張市立図書館ネーミングライツ・パートナー募集要項（案）

1. 趣旨

名張市では、市民の皆様の生涯学習の拠点である図書館について、ご支援いただくネーミングライツ・パートナーを募集します。

ネーミングライツ（施設の通称を命名する権利）の付与による収入を活用し、図書館をより快適で魅力的な施設として維持、発展させ、図書館利用者へのサービスの向上を図ります。

2. 募集主体

名張市

3. 施設概要

名張市立図書館（名張市桜ヶ丘3088番地156）

（1）開館 昭和62年7月

（2）施設 鉄筋コンクリート2階建 1,741平方メートル
（地下1階、地上2階、一部鉄骨造）

4. 利用状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入館者数	140,386人	145,285人	139,468人
貸出件数	105,485件	101,455件	99,119件
貸出冊数	405,382冊	379,217冊	358,298冊
蔵書冊数	294,764冊	293,748冊	295,821冊

5. ネーミングライツの範囲

- （1）公式名称は条例で定める「名張市立図書館」とし、移動図書館車の愛称「やまなみ号」を含めて変更しませんが、通称は契約期間中において、事業社名又はブランド名を付けることができます。
- （2）通称は、公共施設にふさわしく、図書館としてのイメージを損なわないものとし、「名張市立図書館」の文字を含める等、利用者が名張市立図書館であることを容易に認識できるものとします。なお、通称に関しては、名張市ネーミングライツ・パートナー制度実施要綱第3条に掲げるものを含まない内容とします。また、商標登録等の侵害にならないよう事前にご確認ください。
- （3）利用者の混乱を避けるため、契約期間中の通称の変更はできません。

- (4) 通称名の表示が適切な運営に支障をきたす場合は、公式名称を表示するものとします。

6. 募集条件

- (1) 契約期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。ただし、契約期間終了後に引き続き契約を希望する場合の優先交渉権があります。
- (2) ネーミングライツ料は、年間30万円（税込）以上とします。
- (3) ネーミングライツ料の納入は、毎年4月末日までに当該1年間分を一括納入していただきます。
- (4) 通称名看板等の設置や契約期間終了後の当該看板等の撤去及び原状回復の費用については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。なお、現在の建物外壁に「名張市立図書館」と建物名を示すサインも設置していることから、看板等の設置に当たっては施設の利用者が混乱しないようにしてください。
- また、設置する看板等についても、周辺の景観を損なわないよう配慮をお願いします。

7. 申込方法及び提出書類

(1) 募集要項配布期間

募集要項の配布期間は、休館日を除いた令和8年9月 日（ ）から同年 月 日（ ）までです。配布時間は、午前9時30分から午後5時までです。

(2) 質問受付期間

質問の受付期間は、令和8年9月 日（ ）から同年10月 日（ ）午後1時までとし、電子メールにて質問してください。

(3) 回答方法

(2)の質問に対する回答は、令和8年10月 日（ ）までに、随時、図書館ホームページで公開します。

(4) 申請書受付期間

申請書の受付期間は、令和8年9月 日（ ）午前9時から同年11月 日（ ）午後5時までとします。

(5) 提出書類

- ①名張市立図書館ネーミングライツ（命名権）申込書
- ②国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類（納税証明書、完納証明等）
- ③会社概要及び直近3年間の決算報告書（3年未満の事業者は直近分の決算報告書）
- ④登記事項証明書又は登記簿謄本（発行3か月以内）

(6) 提出方法

名張市立図書館へ持参又は郵送（令和8年11月 日（ ）必着）により、提出してください。

8. 選定方法

募集期間終了後に名張市広告等審査委員会において、名張市ネーミングライツ・パ

ートナー制度実施要綱第3条の通称の基準等の審査を実施し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。なお、複数の民間事業者等から応募があった場合には、審査を通過した民間事業者等のうち最も高いネーミングライツ料の提示があった応募者をネーミングライツ・パートナーとします。(ネーミングライツ料が同額であった場合には、一度に限り金額のみの再提示を可能とすることとし、再提示が無かった場合又は再提示後の金額も同額であった場合は、くじによりネーミングライツ・パートナーを決定することとします。)

9. 応募資格

ネーミングライツ・パートナーになることができる者は次のとおりとします。

- (1) 自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO法人等の法人又は任意の団体等（個人は除きます。）
- (2) 名張市ネーミングライツ・パートナー制度実施要綱第3条第2項に規定する事業者等に該当しない者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者

10. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。また、選定されたネーミングライツ・パートナーについては図書館のホームページに公表します。

11. 契約その他

- (1) ネーミングライツ・パートナーとの最終協議後、速やかに名張市と契約を締結していただきます。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが本募集要項に違反した場合又は社会的に著しい不祥事を起こした場合には、契約を解除します。この場合には当該年間分のネーミングライツ料は返還しません。

12. ネーミングライツ・パートナーの特典

- (1) 対象施設及び敷地内等への通称名が記載された看板等の新設設置ができます。
- (2) 契約後に市が作成するパンフレット等の印刷物、図書館ホームページ等への通称名の表示ができます。
- (3) ネーミングライツ・パートナーが作成する印刷物、ホームページ等におけるネーミングライツ・パートナーであることの周知ができます。
- (4) 図書館内でPR事業を1年度につき1回実施できます。※図書館の公平性、中立性の確保を前提とし、販売や勧誘を目的としない事業に限ります。
- (5) 契約期間終了後に引き続き契約を希望する場合の優先交渉権を付与されます。

13. ネーミングライツ料以外の費用負担

区分	負担者
市内の既存の看板等から通称名が記載され	ネーミングライツ・パートナー【※2】

た看板等への変更及び新設（設置後の維持管理を含む）【※１】	
契約期間終了後の原状回復	ネーミングライツ・パートナー【※２】
契約後に作成した印刷物等の表示	市

※１ 看板等の設置については、設置の可否及び規格も含めて、ネーミングライツ・パートナーと市との協議により決定します。

※２ ネーミングライツ料の他に別途費用負担が必要です。

<応募及びお問い合わせ先>

〒518-0712 三重県名張市桜ヶ丘３０８８番地１５６

名張市立図書館 Tel ０５９５－６３－３２６０

E-mail tosyokan@city.nabari.lg.jp

Fax ０５９５－６４－１６８９